

株式等に係る譲渡所得等申告のチェックシート【令和5年分用】

一 面

住 所

氏 名

項目 適用又は該当する項目に チェックしてください	確認事項 (確認欄にチェックしてください)	→ 確認
一般の場合	<input type="checkbox"/> ○ 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」は作成・添付しましたか。	<input type="checkbox"/> (通)
特定口座（簡易申告口座）の取引分	<input type="checkbox"/> ○ 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」は作成・添付しましたか。 (複数の特定口座で取引している場合は、各口座ごとの取引金額を「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の2面に記載し、その合計金額を1面に記載します。)	<input type="checkbox"/> (通)
特定口座（源泉徴収口座）の取引分 ※ 源泉徴収口座の損益について申告することを選択する場合は、確定申告が必要となります。	<input type="checkbox"/> ○ 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」は作成・添付しましたか。 (複数の特定口座で取引している場合は、各口座ごとの取引金額を「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の2面に記載し、その合計金額を1面に記載します。) <ul style="list-style-type: none"> ・ 「特定口座年間取引報告書」の「源泉徴収税額（所得税）」欄の金額は、所得税及び復興特別所得税の確定申告書第一表「雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額」(59欄)、第二表「○所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」及び第三表「○上場株式等の譲渡所得等に関する事項」の欄に記載しましたか。 ・ 「特定口座年間取引報告書」の「株式等譲渡所得割額（住民税）」欄の金額は、所得税及び復興特別所得税の確定申告書第二表「○住民税・事業税に関する事項」の「住民税」の「株式等譲渡所得割額控除額」欄に記載しましたか。 	<input type="checkbox"/> (通)
上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例 (措37の12の2①)	<p>① 「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」は作成・添付しましたか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」は記載されていますか(①欄)。 (この金額が黒字の場合、繰り越される譲渡損失の金額はありません。) ・ 「上場株式等に係る譲渡損失の金額」は記載されていますか(②欄)。 (この欄の金額がない場合、繰り越される譲渡損失の金額はありません。) ・ 「本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額」は記載されていますか(③欄)。 ※ ③欄に記載される金額は、①欄、②欄のうちいづれか少ない金額です。 ・ 「本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額」及び「翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額」は記載されていますか(⑤、⑪欄)。 ・ 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得及び利子所得の金額（以下「分離課税配当所得等金額」といいます。）と損益通算する場合、「本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」及び「本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」は記載されていますか(④、⑥欄)。 <p>② 「所得税及び復興特別所得税の確定申告書（分離課税用）第三表」は作成しましたか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の分離課税配当所得等金額と損益通算する場合、「特例適用条文」欄の「措法」を「○」で囲み「37条の12の2 1項」と記載しましたか。 ・ 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の分離課税配当所得等金額と損益通算する場合、「本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額」及び「翌年以後に繰り越される損失の金額」は記載されていますか(⑦、⑨欄)。 ・ 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の分離課税配当所得等金額と損益通算する場合、上場株式等の配当等又は利子等の収入金額及び本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額は記載されていますか(テ、⑩欄)。 	<input type="checkbox"/> (通)
※ 「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例」（譲渡損失が生じた年分の翌年以降の年分）についての確認事項は、二面をご覧ください。		

項目 (適用又は該当する項目に チェックしてください)	確認事項 (確認欄にチェックしてください)	確認
<p>上場株式等に係る 譲渡損失の損益通算 及び繰越控除の 特例 (措37の12の2⑤)</p> <p>(譲渡損失が生じた年分 の翌年以降の年分)</p> <p>※ 株式等の譲渡等がない場合でも、翌年以後に譲渡損失を繰り越す場合には、連続して確定申告書を提出する必要があります。</p>	<p>① 本年前3年の各年分において、翌年以後に控除する譲渡損失の金額を記載した確定申告書を連続して提出していましたか。</p> <p>② 「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」は作成・添付しましたか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、「本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算」欄の記載はされていますか（①～⑥欄）。 <p>※ この場合、一面の「譲渡損失が生じた年分」の確認事項①を参照ください。</p> 本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は分離課税配当所得等金額から上場株式等に係る譲渡損失の金額（繰越損失額）を控除する場合、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」は損失が生じた各年分の各欄に記載されていますか（Ⓐ～Ⓒ欄）。 「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は記載されていますか（Ⓓ～Ⓐ欄）。 <p>※ 古い年分から順に、上段に上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く金額を、下段に分離課税配当所得等金額から差し引く金額を記載します。</p> 本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は分離課税配当所得等金額から上場株式等に係る譲渡損失の金額（繰越損失額）を控除する場合、⑨又は⑩欄は記載されていますか。 「翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額」は記載されていますか（Ⓑ欄）。 分離課税配当所得等金額から上場株式等に係る譲渡損失の金額（繰越損失額）を控除する場合、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額」は記載されていますか（Ⓓ欄）。 <p>③ 「所得税及び復興特別所得税の確定申告書（分離課税用）第三表」は作成しましたか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は分離課税配当所得金額から上場株式等に係る譲渡損失の金額（繰越損失額）を控除する場合、「特例適用条文」欄の「措法」を「○」で囲み「37条の12の2 5項」と記載しましたか。 本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額から繰越損失額を控除する場合、上場株式等の譲渡に係る収入金額及び繰越損失額を控除する前の譲渡所得等の金額は記載されていますか（Ⓑ、Ⓓ欄）。 本年分の分離課税配当所得等金額から繰越損失額を控除する場合、上場株式等の配当等又は利子等の収入金額及び繰越損失額を控除する前の分離課税配当所得等の金額は記載されていますか（Ⓔ、Ⓕ欄）。 本年分で差し引く繰越損失額は記載されていますか（Ⓖ、Ⓗ欄）。 「翌年以後に繰り越される損失の金額」は記載されていますか（Ⓘ欄）。 	<input type="checkbox"/>

措：租税特別措置法

確定申告書の作成・提出は
「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください！

株式の特定口座の申告は
スマホ からがおすすめです！



1 パソコンから「国税庁ホームページ」へアクセス

2 「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成

- ▶ 画面の案内に沿って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

3 e-Taxで送信して提出

- ▶ 送信に当たっては、マイナンバーカード及びマイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン又はICカードリーダライタが必要です。

◎ スマホの画面の大きさに適したレイアウトで快適に入力！

令和3年分の確定申告から、特定口座年間取引報告書（上場株式等の譲渡所得等・配当所得等）、上場株式等の譲渡損失額（前年繰越し分）がスマホの画面の大きさに適したレイアウトで表示され、入力しやすくなりました。

※ 特定口座以外の株式等の譲渡所得等又は配当所得等のある方は、スマホ専用画面をご利用になれません。

◎ マイナポータル連携を利用すればさらに便利に！

マイナポータルから特定口座年間取引報告書の情報を取得することにより、申告することを選択した特定口座の情報が確定申告書に自動入力されます！